

令和2年第 4回
総 会
4月

白井市農業委員会会議録

令和2年4月9日 開会

令和2年4月9日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和2年4月9日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	根 本 孝 一
2 番	岩 井 聡 明
3 番	芦 田 恵 子
4 番	今 井 幹 代
5 番	福 田 孝 一
6 番	内 藤 秀 樹
7 番	宇 賀 義 則

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

7. 伊 藤 治

新型コロナウイルス感染予防対策のため担当地区委員のみ出席。

傍聴者は次のとおり

議案第2号 2名

議案第1号及び議案第3号は、白井市情報公開条例第9条第1号に該当するため
非公開。

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 令和2年度第1次農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 下限面積（別段の面積）の設定について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明について

報告・協議事項等

（1）届出等事務局長専決決裁報告について

（2）その他

5月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 4月23日木曜日
- ・事前審査会（案） 4月30日木曜日
第1班 午前9時から 本庁舎2階災害対策室1
- ・総 会（案） 5月 7日木曜日
午後4時00分から 本庁舎2階災害対策室1

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さんこんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、令和2年の4月定例総会に出席いただきまして、大変御苦労さまでございます。

先月の総会のときにもお話ししましたが、新型コロナウイルスによります影響が本当にいろいろな方面に出ています。

そして、おとといの夜、安倍首相のほうから緊急事態宣言が発令されました。

そして、白井市におかれましても、数名の感染者が発生したとのことです。

委員の皆様方におかれましても、感染しないよう十分気をつけていただきますよう、お願いするところでございます。

そして、一日も早く終息して、普通の生活に戻れるよう祈るところでございます。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和2年4月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、4番、今井幹代委員、5番、福田孝一委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 令和2年度第1次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

1ページを御覧ください。

議案第1号 令和2年度第1次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり令和2年度第1次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和2年4月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

続きまして、2ページを御覧ください。

白井市長からの協議文になります。

続きまして、3ページを御覧ください。

令和2年度第1次農用地利用集積計画一覧表（案）。

1番、神々廻字東原1876番3。

畑。

925平米。

使用貸借、畑作、5年。

賃料はなしです。

利用権を設定する者、印西市浦幡新田 番地、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、柏市布瀬 番地、〇〇〇〇。

経営面積835アール。

備考、継続でございます。

続きまして、2番、神々廻字花発込1075番、外4筆でございます。

畑。

合計で4,557平米。

種類が使用貸借、畑作、5年。

利用権を設定する者、白井市神々廻 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、柏市布瀬 番地、〇〇〇〇。

経営面積835アール。

継続。

3 番、神々廻字宮前1565番、外 1 筆です。

畑。

合計で1,754平米。

種類が使用貸借、内容、畑作、期間が5年。

利用権を設定する者、白井市神々廻 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、柏市布瀬 番地、〇〇〇〇。

835アール。

継続。

4 番、神々廻字長堀1820番3。

畑。

3,923平米です。

設定する利用権、使用貸借権、畑作、5年。

利用権を設定する者、白井市神々廻 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、柏市布瀬 番地、〇〇〇〇。

経営面積が835アール。

継続。

5 番、清戸字大崎222番、外 2 筆。

田。

合計で2,702平米。

賃貸借、水稻、3年。

賃料が5万9,400円。

支払方法、口座です。

利用権を設定する者、白井市清戸 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市清戸 番地、〇〇〇〇。

経営面積181アール。

継続。

6 番、神々廻字長堀1810番17。

畑。

1,983平米。

使用貸借権、畑作、5年です。

利用権を設定する者、鎌ヶ谷市初富 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市大山口 丁目 番 号、〇〇〇〇。

93アール。

継続。

以上でございます。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

今回は継続ですので、地区担当員の補足説明もございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号令和2年度第1次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 令和2年度第1次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

議案第2号 下限面積（別段の面積）の設定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、4ページを御覧ください。

議案第2号 下限面積（別段の面積）の設定について。

今年度下限面積（別段の面積）の設定について、以下のとおり提案します。

令和2年4月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

農地法施行規則第17条第1項の適用について。

地域、市内全域。

方針、現行の下限面積（別段の面積）50アールの変更は行わない。

理由、下限面積の設定に当たっては、定めようとする面積未満の農地を耕作している者の数が、耕作者の総数の4割を下らないよう農地法施行規則第17条第1項第3号で規定されている。

2015年農林業センサスの白井市の数値では、50アールの設定でこの規定を満たすこと、また経営面積があまりに小さいと生産性が低く農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されるため、従来どおり50アールとする。

記載事項ではございませんが、農地法施行令第2条により、下限面積に達していない場合、例外適用がありますので、草花等の栽培で、面積が少なくても、この経営が集約的な新規農業等については、その都度、委員会に諮って判断していくという方向を取りたいので、併せて御審議くださるようお願いいたします。

以上でございます。

笠井会長 ありがとうございます。

本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

これより質疑に入らせていただきます。

質疑のある方は挙手をお願いします。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、議案第2号 下限面積（別段の面積）の設定について、採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 下限面積（別段の面積）の設定について、承認することに可決します。

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、5ページをお開きください。

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明について。

下記のとおり、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願がありましたので提出いたします。

令和2年4月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、根字念仏塚434番8。

畑、現況、宅地。

地積660平米。

申請者、白井市根 番地 、〇〇〇〇。

申請事由、地目変更登記のため。

2番、根字念仏塚434番10。

畑、現況、宅地。

地積、858平米。

申請者、白井市根 番地 、〇〇〇〇。

申請事由、地目変更登記のため。

以上でございます。

笠井会長 ありがとうございます。

本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて、地区担当員の補足説明がございます。

1 番、2 番、関連しておりますので、一緒に併せてお願いします。

最適化推進委員の伊藤治委員、お願いします。

伊藤 治委員 白井木戸地区担当推進委員の伊藤です。

申請者の〇〇〇〇さんにお話を伺いました。

今回申請された土地は、申請者の祖父が昭和30年頃から宅地として使用していました。

このたび、家屋を建て替えるに当たって、土地利用範囲を確定し地目を適正に変更したいと思い、申請に至ったそうです。

以上です。

笠井 会 長 ありがとうございます。

地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明について、一括して採決を行います。

県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井 会 長 賛成全員です。

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明について、県に進達することに可決します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事 務 局 それでは、6 ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6号第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和2年4月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

7 ページを御覧ください。

専決処分書。

次のとおり専決処分する。

白井市農業委員会事務局長、岡田光一。

1 番は、農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

続きまして、8 ページを御覧ください。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり、農地法第18条第6号の規定による通知がありましたので報告いたします。

令和2年4月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

こちらは合意解約の通知でございます。

それでは、表紙に戻っていただきまして、（2）その他、5月の事前審査会、総会の日程について。

申請の受付締切りは4月23日木曜日。

事前審査会は4月30日木曜日、第1班、午前9時から、本庁舎2階災害対策室1。

総会は5月7日木曜日、午後4時から、本庁舎2階災害対策室1。

以上でございます。

笠井会長

本日の議案については、全て終わりました。

慎重なる審議を賜りありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人